

2015年11月6日

株式会社 NTT東日本-南関東
代表取締役社長 浅野 健志 殿

東日本NTT関連合同労働組合
執行委員長 奥山 信義

秋闘要求書

東日本NTT関連合同労働組合は、以下のとおり秋闘要求書を提出しますので、NTT関連労働者の生活や労働条件改善にむけ誠意ある回答を、11月17日までに文書でされるよう求めるとともに、11月30日までに団体交渉を行うことを要求する。

記

1. 現行水準の年末特別手当に加え生活維持・向上分として60歳越え契約社員などの非正規を含むすべての社員に対して一律100,000円の増額を行うこと。
2. 今年度の東京・千葉・茨城の年末特別手当の支払い月数を明らかにすること。東京・千葉・茨城の地域会社は株NTT東日本-南関東として統一され一社となった。したがって年末特別手当の支払い月数に差異は生じないものと認識している。
3. 60歳越え契約社員の時間賃金の見直しについて
 - 1) 平成26年12月10日に情報提供のあった「60歳越え契約社員の時間賃金の見直しについて」に対しN関労南関東第14-03(2015.2.18)にて旧賃金と新賃金の上げ幅は年収換算でどの程度になるか等の質問をした。それに対し会社は「現行制度における月例賃金と特別手当の年間合計額を維持しつつ、月例賃金と特別手当を再構築する考えである」と回答している。組合は「月例賃金と特別手当の年間合計額を維持しつつ・・・」とは最低同額を示すものと認識している。
 - 2) しかし、当組合で改めて65歳までを試算したところ新賃金の年収換算額は旧賃金より減額となることが明らかになった。改めて旧賃金と新賃金の年収額を示すよう求める。
 - 3) 試算の結果、減額になることが判明した場合は「月例賃金と特別手当の年間合計額を維持しつつ・・・」という会社回答は偽りであり容認できるものではない。したがって最低でも旧賃金の年収額になるよう訂正すること。
4. 60歳以上契約社員の処遇改善について
 - 1) NTT東日本-南関東内で、賃金の差をなくし、一時金はすべて1級加算地域とすること。
 - 2) 原則、自職場で契約社員になれる事を保障すること。
 - 3) 契約社員の処遇についてはフルタイム、ショートタイム及び隔日勤務等の勤務パターンの違いに限らず以下の改善を求める。
 - a) フルタイム、隔日勤務者の賃金を月給制とすること。
 - b) すべての契約社員に、人間ドック検診、食事補助制度を設けること。
 - c) 健康、体力面を考慮し、変形労働時間制や輪番勤務は導入しないこと。
 - d) 電信電話記念日の特別休暇を有給で与えること。
 - e) 本人の希望による、年度途中の就業パターンの変更を認めること
 - 4) 病気休暇の有給と病気休暇期間の拡大
 - a) 病気休暇を有給とすること。

- b) 入院及び自宅加療等、医師の診断書に基づく期間を病気休暇として認めること。
- c) 精神疾患等による病気休暇取得者の職場復帰に関するフローチャート等、マニュアルを明らかにすること。

5. 時間外労働の改善について

- 1) 長時間労働の抑制から、時間外手当の賃金割増率を100分の150に乗じた額に上げること。
- 2) 深夜・休日労働の割増率を100%に引き上げること。
- 3) 時間外労働の上限を月20時間、年間150時間とすること。

6. 旅費の見直しについて

- 1) 平成26年3月1日より実施の外勤手当の適応対象者からショートタイム、隔日勤務者が除外されているが、除外した理由を明らかにすること。また、勤務状況に応じ外勤手当を支給すること。
- 2) 平成26年3月1日より実施の旅費規定については、これまで通り日帰り当について基本分の3時間以上500円、付加加算 総工程150Km以上500円を適用すること。

7. 2014年7月の新会社発足に伴う新たな業務運営体制の見直しについて

- 1) 2015年度内の職場統廃合等の業務集約について明らかにすること
- 2) 千葉事業部茨城支店オフィス営業部門つくば営業担当(取手G)の将来展望を明らかにすること。

8. マイナンバー制度について

「マイナンバー制度の取り組みについて」会社より情報提供があったが以下の質問をする。

- 1) 社員の個人情報である「マイナンバー」の情報漏えいを発生させないためのセキュリティー対策を具体的に示すこと。
- 2) 社員等からのマイナンバー収集を原則12月から開始するとしているが、政府からの受け取りを拒否、もしくは収集に応じなかった社員に対してどのように取り扱うのか。

9. ND組合員の「欠勤問題」について

ND組合員の欠勤問題に対する平成27年9月29日の会社回答は「所属長の承認を受けずに欠勤を繰り返した」としている。さらに平成27年10月9日の団体交渉では「上長は承認していない」と主張していた。しかし、ND組合員は、会社とその都度連絡した上で欠勤をしており勤務管理票でも承認されている。したがってND組合員の欠勤に対する事務処理には何ら落ち度がない。組合はND組合員の提出した始末書の取り消しを求める。

10. 時間管理について

勤務時間管理システムについては、要求書・東日本NTT関連合同労働組合第14-01号(2014年9月24日)でも疑問点を指摘してきたが、勤務時間管理システムの乖離理由の求め方は、始業前30分、終業後10分の業務を容認し、時間内の電源ON/OFFは認めないという態度であり、再度、以下の質問をする。

- 1) 勤務時間管理の基本的な考え方を示すこと。
- 2) 始業前30分、終業後10分の乖離理由を認めないということはサービス残業の黙認であり、時間外労働の適正化というコンプライアンスに反すると認識するのではないか。会社の見解を求める。
- 3) 始業前30分、終業後10分の乖離理由は認めないで始業1分後、終業1分前の乖離理由求めるのは何故か。その理由を示すこと。

12. 非正規社員の労働条件と処遇改善について

- 1) 2013年11月30日をもって再契約しなかったNTさんを派遣先の雇用責任としてNTT東日本-南関東(茨城管内)に雇用すること。
- 2) その他
 - a) 派遣社員等の労働者は本人希望の雇用継続を行なうこと。
 - b) 同一業務で2年以上従事している非正規社員の社員化を行うこと。

- c) 派遣社員が受け取る時間給を1,500円以上とし、通勤費を実費支給するよう派遣元会社への契約改善を行なうこと。
- d) 労働条件を社員と同等にすること。

1 3. 改正労基法に伴う、時間を単位とした年次有給休暇の導入については、時間単位の年次有給休暇に取得日数の上限を設けないこと。

1 4. 労務厚生 of 改善等、健康と安全・職場要求について

- 1) 各事業所及び交換局の休憩室、トイレなどを「快適職場環境形成の指針」に従って完備、整備すること。
- 2) すべての事業所に排煙装置を完備した喫煙室または喫煙コーナーを設けること。
- 3) 職場改善について
 - a) 机の離間距離を220センチ以上とすること。
 - b) 複数の者が横になれる、臥床コーナーそして休憩室を確保すること。
 - c) 休憩室にマッサージ機・フットマッサージ機を設置すること。
 - d) 幕張ビルの女子トイレの増設はいつになるのかを明らかにすること。
 - e) 東京北支店板橋サービスセンタ2階事務室が狭隘なため改善すること。
 - f) 東京北支店板橋サービスセンタ2階事務室に加湿器、観葉植物などを配備し職場環境改善を図ること。
 - g) 東京北支店板橋サービスセンタ3階総合休憩室の電子レンジ、テーブル、ソファ等を更改すること。
 - h) 東京北支店板橋サービスセンタビル内に食事室を設置すること。
 - i) 各ビルの休憩室を男女別に設置（一部畳を含む）し、ソファ、血圧計等が不良の物は更改すること。

1 5. 「社員の個人所有等パソコンの自己点検・自主点検」について

- 1) 自宅PCにどのような原因で会社情報が保存されてしまったのか、これまでの情報漏えいの事象を検証し、その原因を会社ホームページに開示すること。
- 2) 実施する場合は、個人所有等パソコン自己点検はプライバシーの侵害に抵触する恐れもあり、自己点検の強要は行わず自主点検とすること。
- 3) スマートフォン（多機能携帯電話）などもワードやエクセルも使え開発されるOS機能は日進月歩の中で、今後の「パソコンの自己点検・自主点検」に関する基本的な考え方を明らかにすること。
- 4) 情報漏えいツールを使用し点検を実施しても最終的には本人の目視によりNTTの業務等に関連するファイルか否かを判断することになる。したがって情報漏えいツールの対応できないOSパソコン同様、すべてのパソコンの目視による点検を認めること。
- 5) IMさんに対する2009年2月4日付け口頭注意を撤回すること。
- 6) NMさんおよびMYさんに対する2009年2月17日付け訓告を撤回すること。

1 6. 契約社員就業規則への組合活動の追加について

団体交渉参加など勤務時間内の組合活動や組合休暇の扱いについて、社員就業規則と同様の扱いを契約社員就業規則に明記すること。

<具体的な組合活動の追加項目>

- 1) 団体交渉及び労使で構成する協議会等に委員又は説明員として出席するとき
- 2) 苦情処理機関の委員として苦情処理を行うとき
- 3) 労働組合の委員があっせん、調停及び仲裁手続きの当事者として、これらの手続きに参加するとき

1 7. 東日本NTT関連合同労働組合東京・千葉・茨城各支部の組合事務室及び掲示板を設置すること。

以上